

デジタル社会の推進と 新たな地方創生の実現に関する重点提言

我が国は、急激な人口減少・少子高齢化に伴う公共サービス等に関する課題の発生や、デジタル技術の進展、テレワークや副業・兼業の普及など新たな時代環境に直面している。

また、新型コロナウイルス感染症により、国民生活や経済活動に甚大な影響がみられ、東京一極集中のリスクの重大さが再認識され、コロナ禍を契機に地方への人の流れに今までにない大きな変化が見られたものの、感染の収束とともに、再び、東京一極集中の動きが顕在化しているところである。

このような中、国においては、地方におけるデジタル実装を加速化して「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げ、施策を実行している。

同構想も推進力として、今こそ、東京一極集中を是正し、分散型国土の具現化を図る大胆な政策を打ち出すとともに、これまで積み上げてきた地方創生の取組についても一層強力に推進することが必要である。

また、国においては、利用者起点で我が国の行財政のあり方を見直し、デジタル技術を活用して公共サービス等の維持・強化と地域活性化を図る「デジタル行財政改革」が始動したところであり、この機に「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を推進していくことも重要である。

よって、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方版総合戦略の確実な推進

- (1) 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、総合戦略の改訂に当たっては、デジタルの力も活用しつつ従来の地方創生の取組に対しても支援を継続すること。
- (2) 地方創生の推進に当たり、国は、少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策に重点的に取り組むこと。

また、人口減少や東京一極集中の是正等の喫緊の重要課題の解決に向け、関係省庁が連携して実効性のある取組を早急に実施すること。

- (3) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住や地方との関わりを持つことの魅力などについて、効果的・戦略的な情報発信を進めること。

2. デジタル田園都市国家構想実現に向けた取組の推進

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進は、人口減少が進む地方における農林水産業、教育、医療、交通などの様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、地域における自由な発想と創意工夫を凝らした様々な取組に対し支援を継続するとともに、優良事例の横展開などにより効率的かつ効果的な推進を図ること。
- (2) デジタル田園都市国家構想が実現できるよう、5G・光ファイバ等のデジタルインフラの整備を推進するとともに、担い手となるデジタル人材やノウハウが不足する都市自治体に対する必要な支援を行うこと。
- (3) 地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、人材還流促進など当面のデジタル人材確保策を実施するとともに、今後のデジタル社会を見据えて、地方においても、デジタル人材の育成・確保に資する教育の充実と産業の育成について積極的な取組を行うこと。

3. 地方への人の流れをつくる

- (1) 東京一極集中の是正に向け、大規模災害の発生や感染症の感染拡大がもたらすリスクも踏まえ、地方でのテレワークや「転職なき移住」を推進し、地方での仕事の創出や地方への仕事の移転、地方への移住・定住等を推し進め、分散型国土の具現化を図ること。

また、政府関係機関の地方移転について、一部の機関や機能の移転にとどまることなく、国がより一層主体的に取り組み、地方への移転を促進すること。

- (2) 地方への人の流れをつくるため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、財政措置を拡充すること。

また、移住支援金や起業支援金については、これまでの自治体の取組が継続できるよう引き続き支援をするとともに、更なる制度の拡充や要件の緩和を図ること等により、若者を中心としたU I Jターンの抜本的強化を

図ること。さらに、将来的なU I Jターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を推進すること。

- (3) 地域おこし協力隊について、地域要件の緩和や応募者の裾野の拡大を図るとともに、隊員の任期終了後の定住・定着を一層推進すること。また、都市自治体が負担する経費について、財政措置を拡充すること。
- (4) 地域経済の活性化等を図るため、女性・高齢者・外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。
- (5) 多くの若年層が就職をきっかけとして東京圏に転入していることから、都市と地方の賃金格差を解消し、地方における所得の向上を図ること。
- (6) 企業の地方移転を促進する税制措置の強化及び適用期限の更なる延長、サテライトオフィスの整備・運営に係る財政措置の拡充など、企業誘致に係る支援を充実すること。
- (7) サテライトオフィス等を整備・活用し、地方への企業進出を促進するため、デジタル田園都市国家構想交付金のうち、デジタル実装タイプの地方創生テレワーク型について確保・充実を図ること。

4. デジタル田園都市国家構想の推進と地方創生の実現に向けた財源の充実

デジタル田園都市国家構想の推進に当たっては、デジタルの力を活用しつつ、都市自治体が従来からの地方創生の取組も自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を継続・拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

デジタル田園都市国家構想交付金については、これまでの地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、その確保・拡充を図ること。

なお、交付金の申請や採択に当たっては、各自治体の創意工夫を尊重し、都市自治体の意欲的な地方創生の取組に支障が生じることのないよう対応すること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

5. 安心安全な暮らし

- (1) 孤独・孤立対策については、「孤独・孤立対策推進法」の趣旨を踏まえ、

官・民・NPO等、多様な主体の総力を結集して、それぞれの地域において、その実情に応じた施策を展開できるよう、継続的な財政支援をはじめとして必要な支援を行うこと。

- (2) 複合的な課題を抱える方を必要な支援につなぐ仕組みを構築するため、教育や高齢者、障害者、女性、こどもへの福祉などの各分野を横断した多機関協働による包括的相談支援やアウトリーチ型支援の体制を整備できるよう、必要な支援を行うこと。

また、相談支援やコーディネートの能力のある社会福祉士や保健師、リンクワーカー等の専門職の養成・確保を図るため、十分な財政措置を講じること。

- (3) 孤独・孤立を含め、生きづらさや複合的な生活課題を抱える方への支援については、つながりや絆を大切にす伴走型で進める必要があり、ボランティアやNPO等の果たす役割が大きいため、そうした支援団体等の育成・確保、活動への財政支援の充実を図ること。